

## 2 都市計画マスタープランの策定体制と経緯

### 2-1 庁内検討会委員名簿

※順不同、敬称略

部名	課名	担当内容	氏名
総務部	総務課	行政防災担当	藤江 隆
		秘書広報担当	小俣秀樹
	政策形成課	政策担当	谷内治彦
		企画担当	紫村聡仁
財政課	財政担当	志村元康	
市民部	地域振興課	環境保全室	加藤正広
	福祉事務所	高齢者福祉担当	石川和広
		社会福祉担当	亀田ため子
健康推進課	保健指導担当	安富恵美子	
産業建設部	産業観光課	農林振興担当	清水一夫
		商工振興担当	杉田二美
		観光振興担当	小宮敏明
	道路河川課	道路建設担当	菊地 保
		道路維持担当	根本久男
		河川担当	久保田国雄
	都市整備課	都市計画担当	井上佳久
		都市整備担当	後藤哲也
		区画整理担当	澄川 宏
	建築住宅課	建築担当	楨田 仁
		住宅担当	志村俊一
下水道課	庶務担当	酒井貴志	
水道課	業務担当	深沢祥邦	
教育委員会	学校教育課	学校教育担当	外川智恵子
	生涯学習課	生涯学習担当	小林正人
都留文科大学	総務課	企画広報担当	高部 剛
消防本部	消防課	庶務担当	長田邦行
		警防担当	岡部輝義

### 2-2 事務局

課名	職名	氏名	備考
都市整備課	課長	小佐野雄一	
	課長補佐	奥脇正春	～平成15年3月
		杉本 清	平成15年4月～
	副主査	井上佳久	
主任	田辺香栄		

## 2-3 計画策定の経緯

平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民アンケート調査の実施（平成14年8月12日～8月28日）</li> </ul> </li> <li>● 9月～2月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回～第7回まちづくり研究会の開催</li> </ul> </li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ヒヤリングの実施（平成15年4月21日・23日）</li> </ul> </li> <li>● 4月～3月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8回～第12回まちづくり研究会の開催</li> </ul> </li> <li>● 8月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検討会〔全体会議〕の開催（平成15年8月26日）</li> </ul> </li> <li>● 9月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検討会〔各課協議〕の実施（平成15年9月12日・19日）</li> </ul> </li> <li>● 1月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検討会〔調整会議〕の実施（平成16年1月28日）</li> </ul> </li> <li>● 3月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県との協議、調整</li> </ul> </li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月～5月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント制度による計画案の公表及び意見の受付（平成16年4月30日～5月20日）</li> </ul> </li> <li>● 6月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度第1回都市計画審議会の開催〔諮問・審議〕（平成16年6月3日）</li> </ul> </li> <li>● 7月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度第2回都市計画審議会の開催〔審議・答申〕（平成16年7月15日）</li> </ul> </li> <li>● 10月                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都留市都市計画マスタープランの決定（平成16年10月1日）</li> </ul> </li> </ul>

### 3 住民アンケート調査結果

#### □アンケート調査の実施概要

- 対象地域：都留市全域
- 調査時期：平成14年8月
- 調査対象：20歳以上の市民のなかから無作為に2,000人を選びました。
- 配布・回収方法：郵送による配布・回収を行いました。

#### ●配布・回収結果

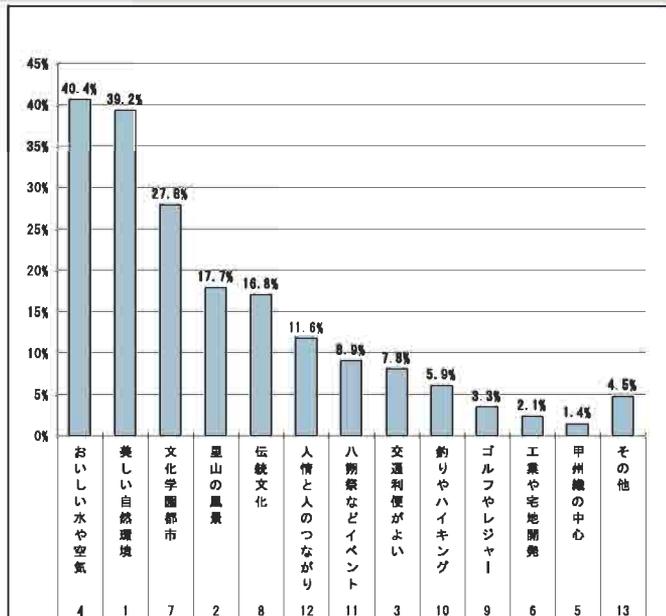
地区名	配布人数	回収数	回収率	割合	地域別割合	人口割合
禾生	438	126	28.8%	18.9%	24.2%	26.1%
盛里	86	35	40.7%	5.3%	31.5%	20.7%
谷村	632	210	33.2%	7.4%	13.0%	13.8%
東桂	412	145	35.2%	8.3%	8.3%	8.0%
三吉	136	49	36.0%	1.4%	1.4%	-
開地	136	37	27.2%	-	-	-
宝	160	55	34.4%	100%	100%	100%
無回答	-	9	-	-	-	-
市全域	2,000	666	33.3%			

#### (1)市のイメージについて

#### ■まちの現在のイメージについて

あなたが日頃思う都留らしさ、まちのイメージを表しているものを次よりお選びください【2つ選択】

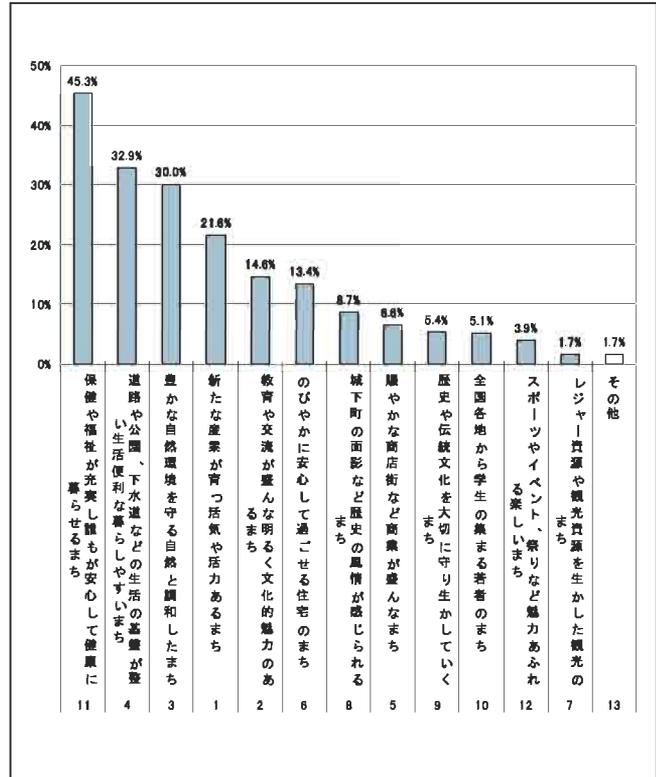
1. 緑豊かな山々や渓谷、川などの美しい自然環境
2. 農地と山林が織りなす素朴な里山の風景
3. 高速道路や鉄道が通り交通の利便性がよいまち
4. 水や空気の美味しい落ち着いた生活環境
5. 伝統産業である甲州織の中心地
6. 工業団地や宅地開発などの進む活力のあるまち
7. 都留文科大学を中心とした文化学園都市
8. 城下町としての史跡や歴史・伝統文化
9. ゴルフやレジャーなどで多くの人が訪れるまち
10. 釣りやハイキング、キャンプ等の身近な自然体験の場
11. 八朔祭などの祭りやイベント
12. あたたかい人情や人と人とのつながり
13. その他



## ■ まちの将来像について

将来、都留市がどんなまちになればいいとお考えになりますか【2つ選択】

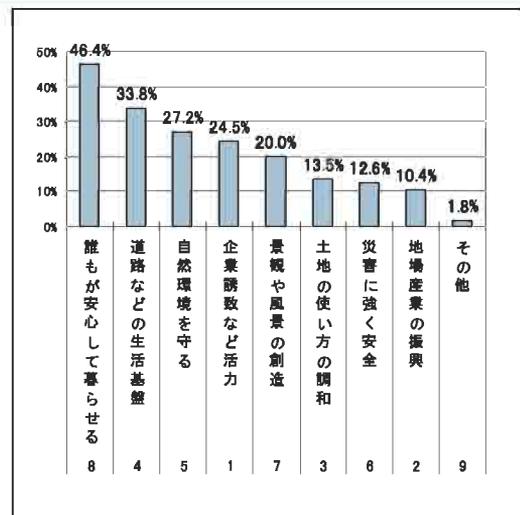
1. 新たな産業が育つ活気や活力あるまち
2. 教育や交流が盛んな明るく文化的魅力あるまち
3. 豊かな自然環境を守る自然と調和したまち
4. 道路や公園、下水道などの生活の基盤が整い生活便利な暮らしやすいまち
5. 賑やかな商店街など商業の盛んなまち
6. のびやかに安心して過ごせる住宅のまち
7. レジャー資源や観光資源を生かした観光のまち
8. 城下町の面影など歴史の風情が感じられるまち
9. 歴史や伝統文化を大切に守り生かしていくまち
10. 全国各地から学生の集まる若者のまち
11. 保健や福祉が充実し誰もが安心して健康に暮らせるまち
12. スポーツやイベント、祭りなど魅力あふれる楽しいまち
13. その他



## (2) 都留市の今後のまちづくりについて

今後、都留市のまちづくりを進めていく際、あなたはどのような視点を重視していくことを望まれますか【2つ選択】

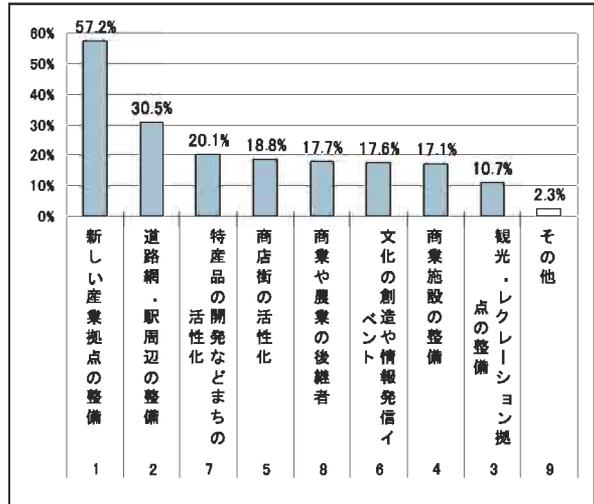
1. 観光や新たな企業誘致、自立性の高い発展などまちの活力を高めていく
2. 農林業や商業など地場産業の振興で魅力あるまちづくりを進めていく
3. 農地や住宅地など計画的に調和のとれた土地の使い方を進めていく
4. 道路や公園、上・下水道、公益施設など生活の基盤を充実させていく
5. 桂川をはじめとする河川の水辺や山々などの豊かな自然環境を守り育てていく
6. 水害や地滑りなど災害に強く安全に暮らせるまちづくりを進めていく
7. まちの個性や特色を活かした都留らしい景観・風景を創造していく
8. 子供やお年寄りなど誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていく
9. その他



では、具体的にどのような点を優先してまちづくりを進めるべきとお考えになりますか。【2つ選択】

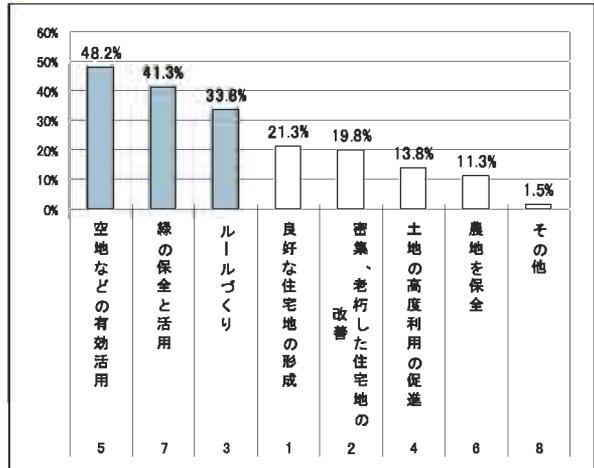
イ. まちの発展について

1. 若者が働ける工場や企業を誘致するなど新しい産業拠点の整備
2. 近隣をネットワークする道路網の整備や鉄道駅周辺など交通網の整備
3. 観光やレクリエーション拠点の整備
4. 大規模店舗などの新たな商業施設の誘致・整備
5. 小売店の集まる既存の商店街の活性化と魅力の向上
6. 新しい文化の創造や情報発信するイベントや施設の整備
7. 特産品の開発やイベントの開催などでまちの活性化を高める
8. 商業や農業などの後継者を支援する
9. その他



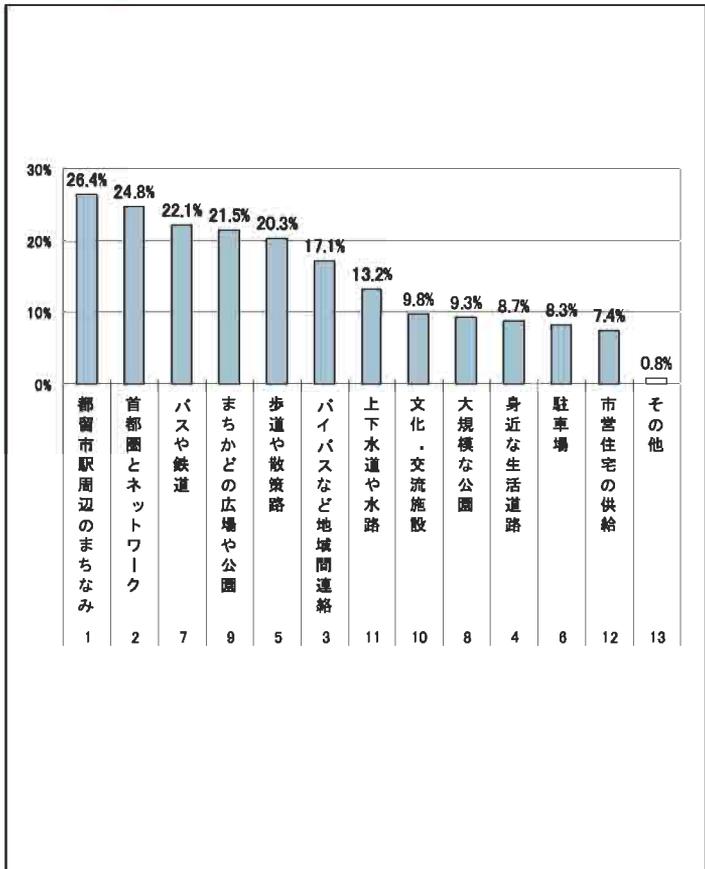
ロ. 調和のとれた土地の使い方について

1. 良好な住宅地の形成
2. 密集した住宅地や老朽した住宅地を改善する
3. 良好なまちづくりのためのルールをつくる（\*地区計画、建築協定など）
4. 商業地などの土地の高度利用の促進
5. まちの中の空地など土地の有効利用の促進
6. 農地を保全する
7. 山林など豊かな緑の保全と活用
8. その他



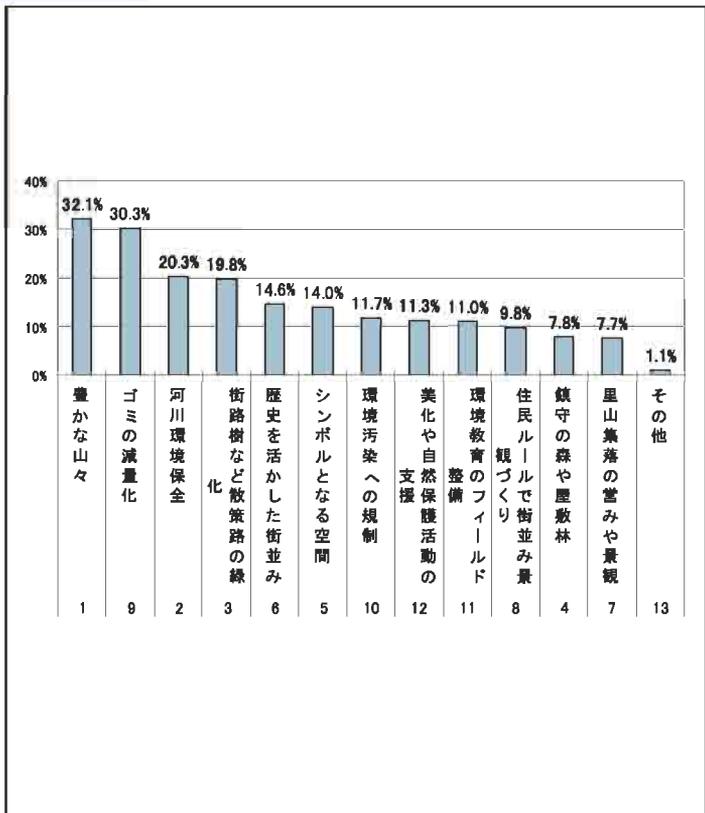
ハ. 道路や公園などの生活基盤について

1. まちの玄関口となる都留市駅周辺などのまちなみ改善と魅力の向上
2. 首都圏とネットワークする交通網の整備（都留インターのフルインター化・リニアモーターカー等）
3. バイパスや県道など地域間を連絡する広域的な道路の整備
4. 身近な生活道路の改善と整備
5. ゆったり歩ける歩道や散策路などの整備
6. まちなかの駐車場の整備
7. バスや鉄道などの公共交通の充実
8. 市を代表するような大規模な公園や多目的活用の公園の整備
9. 歩いていけるような身近で親しみある公園やまちかどの広場などの整備
10. 文化施設や交流施設などみんなが利用できる公共施設の整備
11. 上下水道や水路・側溝などの整備促進
12. 若い世帯や高齢者等への良好な市営住宅の整備・供給
13. その他



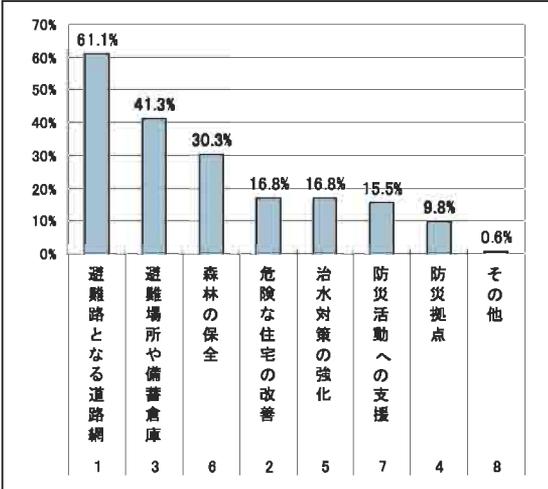
ニ. ふるさとの自然や景観、環境について

1. 豊かな山々の緑や自然を守り育てる
2. 桂川などの河川環境を保全する
3. 街路樹や植樹などによる道路や散策路の緑化
4. 地域に残る鎮守の森や屋敷林など身近な緑の保全と活用
5. 街並みのデザインや色彩を統一するなど都留市のシンボルとなる空間を創造する
6. 城下町としての歴史を活かした街並みの保全と再生
7. 山林・農地・集落が織りなす里山集落の営みや景観を守り生かす
8. 住民のルールにより良好な街並み景観づくりを進める
9. 環境への負担を小さくするようゴミの減量化などリサイクルを促進する
10. 貴重な生態系の保全や環境汚染への規制を強化する
11. 文化活動や環境教育のフィールド、施設などの整備
12. 地域の美化活動や自然保護活動などへの支援
13. その他



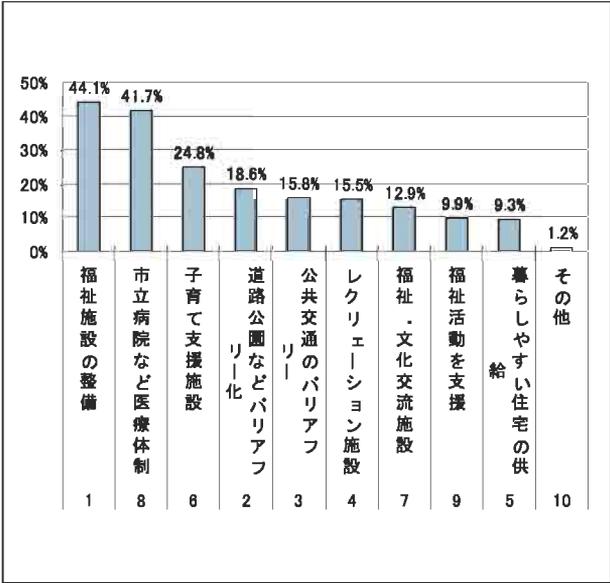
ホ. 防災について

1. 狭い道路を改善し避難路となる道路網の整備を進める
2. 倒壊や延焼など危険性のある住宅地を改善する
3. 災害時の避難場所や備蓄倉庫などを整備する
4. 消防署などの防災拠点を強化する
5. 洪水や水害に対する治水対策を強化する
6. 地滑りや山地の浸食など森林の保全と育成を進める
7. 消防団など地域の防災活動への支援を強化する
8. その他



へ. 福祉について

1. 高齢者や障害者などが安心して過ごせる福祉施設を整備する
2. 道路や公園、施設などの\*バリアフリー化を進める
3. 高齢者等の利用しやすいバスなど公共交通の充実とバリアフリー化
4. 健康増進のためのレクリエーション施設を整備する
5. 高齢者などが暮らしやすい住宅の整備・供給
6. 保育所や児童館の設置など子育て支援施設を充実する
7. 空き教室の複合利用など福祉と文化・交流施設を整備する
8. 市立病院の充実や医療サービスのネットワークなど医療体制を強化する
9. ボランティア活動など福祉活動を支援する
10. その他

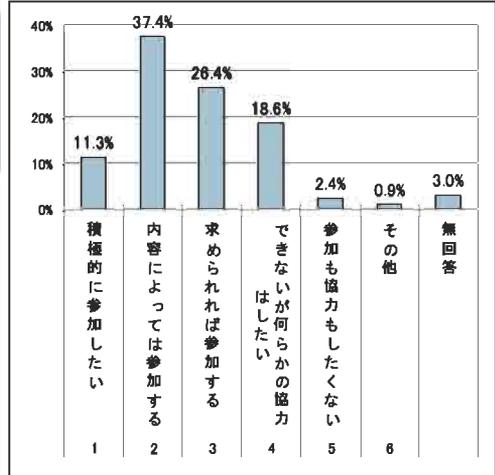


### (3) まちづくりへの参加について

#### ■まちづくりへの参加について

まちづくりは市民の皆さんの協力が必要です。あなたは、まちづくりにどの程度の参加をしたいと思いますか【1つ選択】

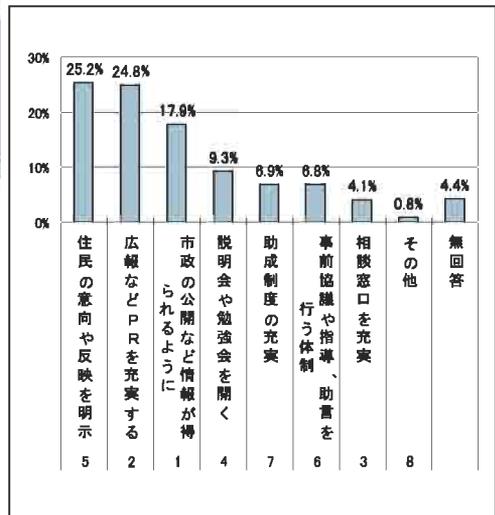
1. 積極的に参加をしたい
2. 内容によっては参加をする
3. 地域の集まりやまちなどで求められれば参加する
4. 参加はできないが何らかの協力はしたい
5. 特に参加も協力もしたいとは思わない
6. その他



#### ■まちづくりへの体制づくりについて

まちづくりを進めていくにあたって、あなたが行政に望む取り組み体制を次からお選びください【1つ選択】

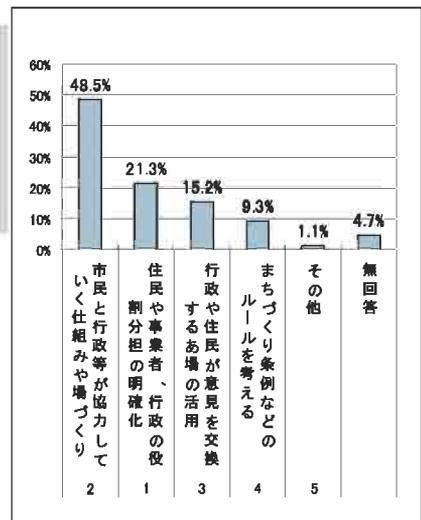
1. 市政の公開などまちづくりに関する情報が得られるようにする
2. 市の広報やお知らせなどまちづくりに関するPRを充実する
3. まちづくりに関する相談窓口を充実する
4. まちづくりの説明会や勉強会を開く
5. アンケート結果など住民の意向や反映を明示する
6. 建築や開発行為のある時など事前協議や指導・助言を行う体制をつくる
7. まちづくりを助ける助成制度を充実する
8. その他



#### ■協働のまちづくりについて

今後、まちづくりを進めていくには、住民や行政、事業者等が協力しあう協働体制が重要です。あなたが重要と思われるものを次よりお選びください【1つ選択】

1. 住民や事業者、行政のお互いのまちづくりに対する役割分担を明確にする
2. 市民と行政等が協力してまちづくりを進めていく仕組みや場をつくる
3. 「まちづくり研究会」など行政や住民等が意見を交換する場を活用する
4. 協働で「まちづくり条例」や「まちづくり憲章」などのまちのルールを考える
5. その他



## 4 都留市都市計画審議会（答申）

平成16年7月15日

都留市長 小林 義光 様

都留市都市計画審議会  
会長 前田 昭彦



### 都留市都市計画マスタープランの決定について（答申）

平成16年6月3日付で諮問のあった「都留市都市計画マスタープラン」について下記の意見を付して答申します。

#### 記

本都市計画マスタープランは、策定作業がはじまった当初に一般公募委員10名、市内の団体代表等21名（24名）、市内地区代表9名（17名）で構成される「まちづくり研究会」を発足させ、平成14年9月から平成16年3月までのべ12回の研究会を開催し、都留市のまちづくりについて自由な意見を出しながら、計画案として練り上げたものである。また、それをサポートする形で、平成14年8月には住民アンケート調査により、市民の意向をできるだけくみ上げようとする努力が行われている。行政内部においても関係各課で構成した庁内検討会を組織し、計画案の検討・調整が行われた。以上のように、本計画は市民がかなり主体的に策定に関わり、かつ、市民と行政が協働で策定作業を行っており、これらのことを本審議会は率直に評価したい。

一方、市長の諮問を受けて開催された6月3日の本都市計画審議会では22項目にわたる大小の修正意見等が出た。これらの点について、さらに庁内会議を経て、16項目については市側で修正を行った上で7月15日の本審議会です承したが、さらに後に示すような論点が残った。

市長および行政担当者においては、以下に示す「今後に残された検討課題」に配慮して都市計画マスタープランを決定していただきたい。それとともに、本都市計画マスタープランにもりこまれた施策の実効性を高め、描かれている将来都市像を計画目標年次までに確実に実現するよう強く希望する。

## 1 重要施設と集落を結ぶ交通

本市では駅や病院等公益施設と集落を結ぶ公共交通はバス路線しかない。それらの交通需要に対しては、大半が自家用車がカバーしていると考えられる。しかしながら、高齢化の進展に伴い、必ずしも自家用車による足の確保が適切でなかったり、不可能であったりするケースもたくさん出てくると考えられる。

本マスタープランにおいても、現在のバス路線（6路線）の確保のほか、ミニバス・福祉タクシーの検討も盛り込まれていることは評価したい。さらに、集落と重要施設の交通の確保に関しては、住民相互のたすけあいによるなどの考え方もあるだろう。そうした集落と重要施設の交通の確保について研究し、実現に努めていただきたい。

## 2 都市計画区域外の集落への対応等

都市計画区域外の地域についてもまちづくりに関連の深い地域について、本マスタープランがある程度計画に盛り込んでいるのは評価される。

一方、一部の市域については都市計画区域もしくは準都市計画区域への編入が適切と考えられる地域もあると思われる。景観法適用上も集落では都市計画区域内に編入されていた方が有利なので、いわゆる都市計画区域内白地の開発・建築のあり方とともに、都市計画区域・準都市計画区域について、今後の検討課題とされたい。

## 3 地域別整備方針について

地域別整備方針については、今後、各地域の住民と協働して、さらに明確なビジョンにし、より具体的な目標をきめ、その実現手法を明らかにする努力をしていただきたい。そのためには市内3つの地域で発足した「協働のまちづくり推進会」の全市的な展開を図るなど、住民と継続してまちづくりを行っていく仕掛けづくりが必要であろう。そうした仕掛けについて研究を行い、できるだけ速やかに実践していただきたい。

## 4 景観法への対応

先の国会で景観法が成立した。自然公園や農山漁村から都市部まで国土全体を「景観」という空間価値で統一的に向上させようとする画期的な試みで、かなり実効性の高い施策ツールを準備しており、意欲ある自治体にとっては有効である。この結果、今後景観法を

うまく使いこなした自治体とそうでない自治体と、景観で大きな差が生じ、いわゆる「勝ち組」「負け組」がでてくるものと考えられる。

人口3万5千強の本市が景観法のツールを使うためには、まず同法の「景観行政団体」に認定されることが必要だが、いちはやくそのための準備をし、同法の施行早々に認定を受けることを期待したい。

それとともに、同法の手法やその他本都市計画マスタープランをはじめとする行政計画等を総合的・効果的に運用して、水に代表される豊かな自然に囲まれた本市の特徴ある景観を着実に作り上げるため、市民、事業者、諸団体とともに努力を重ねていただきたい。

#### 5 パブリックコメントについて

平成16年4月30日～5月20日に本都市計画マスタープランについて、パブリック・コメント制度が適用されたが、意見は出なかった。他都市の事例を見ると、パブリックコメントにも参加を促進するやり方があるようなので、今後のこの制度の適用にあたっては、そうした事例も研究し、同制度ができるだけ活用されるよう配慮していただきたい。

#### 6 激甚災害への配慮

本市は富士山に近く、先の宝永噴火では市内十日市場まで火砕流が達している。国で進めている富士山防災マップ案では、隣の西桂町までが火砕流の到達区域とされており、本市は同防災マップ案では対象外の地域であるが、当然のことながら火砕流が市域に到達しないとしても、富士山の噴火に関しては、本市もたいへんな被害を受けると考えられる。こうした問題は、本都留市を超えた問題ではあるが、長期的な都市像を描く都市計画にあたっては、ある程度想定しておくべきだと考える。

こうした激甚災害について、今回の都市計画マスタープランにおいて直接言及しないとしても、庁内でその対処方法や現在できること、すべきことについて研究の開始を検討されたい。